

[事案 2023-354] 新契約取消請求

・令和6年10月4日 和解成立

<事案の概要>

契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成20年4月に契約した医療保険について、以下の理由により、契約を取り消して、既払込保険料とこれに対する各月払保険料支払時からの法定利息を支払ってほしい。

- (1) 募集人からライフプランシミュレーションの説明を受けたが、その際、募集人に対し、会社の給与制度で55歳に収入が減ることを伝えたところ、当時加入していた60歳払込満了の医療保険を解約して55歳になる前に払込みが終了する保険に乗り換えることで将来の収支・資産を改善できるとの説明を受けた。
- (2) 募集人から、収入が減るのは55歳の誕生日からか、その年度末かを尋ねられたため、誕生日であると回答し、保険料の支払いは55歳になる前に終了することを要望した。
- (3) しかしながら、実際の保険料払込期間は令和5年3月31日迄であり、保険料払込終了が55歳11か月であるとの正しい説明を受けていたら、本契約の申込みをしなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人から、55歳までに保険料の払込みを終えたいとの要望を聞き、保険料払込期間について、「55歳払込」「60歳払込」「65歳払込」の複数の選択肢を提示し、申立人から「55歳払込」で問題ないとの了承を得ている。その際、55歳に収入が減るのは具体的に何年の何月かということについての話はしておらず、申立人から、55歳の誕生日までに保険料の払込みを終えたいとの要望を受けたこともない。
- (2) 募集の経緯からすると、募集人が申立人の要望を把握することは困難であったとは考え難く、苦情申出後に募集人が申立人に謝罪していることからすれば、申立人と募集人双方が保険料払込期間を誤認して十分な確認をすることなく申込みに至った可能性は否めないため、当社は、本契約の取消しおよび既払込保険料相当額の返還には応じる用意がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人は、申立人との電話において、55歳の誕生日後に支払うべき保険料約20万円は自分が払うべきものだと思っているが、会社から保険料の立替えは絶対禁止と言われているなどという話をし、55歳になったら払込みが終了するという認識で本契約の設計書を出したのかという質問に対し「そうです」などと答えている。
- (2) 募集人は、令和5年2月の三者面談においても、55歳の誕生日の属する月まで保険料を支

払うとの誤った思い込みをしていたことを認める発言を行っている。

- (3) 上記(1)(2)の発言について、募集人は、払込終了時の具体的年月を説明していなかったことは確かであることから、その点で自分に非があると思っており、申立人から問い詰められたため、このような発言をしてしまったなどと陳述しているが、自らの認識と異なる回答を安易にしていることが本件紛争を複雑にした原因となったことは否定できない。